

## 3-2 社会的状況

### 3-2-1 人口

湯来出張所管内（旧湯来町域：佐伯区湯来町及び佐伯区杉並台含む）、佐伯区及び広島市全域の平成22年（2010年）4月末現在における人口、世帯数は、表3-2-1に示すとおりであり、湯来出張所管内と佐伯区の広島市全域に対する人口割合は、それぞれ0.6%、11.6%となっています。

表3-2-1 人口・世帯数

区 分	世帯数 (世帯)	人 口 (人)			1世帯あたりの 人口 (人)
		総数	男	女	
湯来出張所管内	3,085 (0.6%)	7,022 (0.6%)	3,351 (0.6%)	3,671 (0.6%)	2.28
佐 伯 区	56,044 (10.6%)	136,723 (11.6%)	66,651 (11.7%)	70,072 (11.6%)	2.44
広 島 市 全 域	526,306	1,175,158	569,503	605,655	2.23

注1) ( )内は広島市全域に占める比率を示している。

注2) 平成22年（2010年）4月末現在。

〔資料：広島市各区所管別人口・世帯数，広島市ホームページ〕

### 3-2-2 産業

#### (1) 産業別従業者数

佐伯区及び広島市全域の平成17年（2005年）10月1日現在における産業別従業者数は、表3-2-2に示すとおりであり、佐伯区、広島市全域ともに第三次産業の就業者が最も多く、次いで第二次産業、第一次産業となっています。

表3-2-2 産業別就業者数

産業大分類		佐伯区 (人)	広島市全域 (人)	(参考) 湯来出張所管内(人)
第一次産業	農林漁業	991 (1.5%)	7,186	302 (8.3%)
第二次産業	鉱業	2 (0.0%)	42	1 (0.0%)
	建設業	7,014 (10.8%)	55,096	516 (14.1%)
	製造業	7,361 (11.4%)	68,925	628 (17.2%)
	計	14,377 (22.2%)	124,063	1,145 (31.4%)
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	471 (0.7%)	4,075	10 (0.3%)
	情報通信業	1,649 (2.5%)	14,986	21 (0.6%)
	運輸業	3,576 (5.5%)	29,579	238 (6.5%)
	卸売・小売業	15,313 (23.6%)	121,617	614 (16.8%)
	金融・保険業	1,687 (2.6%)	15,668	26 (0.7%)
	不動産業	957 (1.5%)	10,048	11 (0.3%)
	飲食店、宿泊業	2,791 (4.3%)	29,767	158 (4.3%)
	医療、福祉	6,420 (9.9%)	52,463	339 (9.3%)
	教育、学習支援業	3,286 (5.1%)	27,038	98 (2.7%)
	複合サービス事業	588 (0.9%)	4,971	72 (2.0%)
	サービス業 (他に分類されないもの)	9,324 (14.4%)	87,572	429 (11.8%)
	公務(他に分類されないもの)	2,019 (3.1%)	22,344	94 (2.6%)
	計	48,081 (74.2%)	420,128	2,110 (57.8%)
分類不能の産業		1,340 (2.1%)	12,324	91 (2.5%)
合 計		64,789 (100.0%)	563,701	3,648 (100.0%)

注1) ( )内は佐伯区及び湯来出張所管内各々の全体に占める比率を示している。

注2) 平成17年（2005年）10月1日現在。

〔資料：広島市統計書（平成21年版），広島市ホームページ〕

(2) 農業

佐伯区及び広島市全域の平成 17 年（2005 年）2 月 1 日現在における農家数等は、表 3-2-3 に示すとおりであり、佐伯区及び広島市全域ともに農家数（販売農家）で第 2 種兼業農家が、経営耕地面積で田の割合が最も多くなっています。

表 3-2-3 農家数等

区 分		単 位	佐伯区	広島市全域	(参考) 旧湯来町
農家数	販売農家	専業農家	戸 105 (14.0%)	748	57
		第 1 種兼業農家	戸 35 (21.5%)	163	22
		第 2 種兼業農家	戸 308 (20.0%)	1,540	151
	自給的農家		戸 889 (18.4%)	4,844	465
	総数		戸 1,337 (18.3%)	7,295	695
農家人口（自給的農家を除く）		人	736 (17.3%)	4,253	329
経営耕地面積	田	a	18,738 (20.3%)	92,483	10,721
	畑	a	3,941 (19.6%)	20,063	2,587
	樹園地	a	956 (21.0%)	4,559	387
	総数	a	23,635 (20.2%)	117,105	13,695

注 1) ( )内は広島市全域に占める比率を示している。

注 2) 平成 17 年（2005 年）2 月 1 日現在。

注 3) (参考)の旧湯来町は合併以前のデータを示している。

[資料：広島市統計書（平成 21 年版）、広島市ホームページ]

(3) 工業

佐伯区及び広島市全域の平成 20 年（2008 年）12 月 31 日現在における事業所数は、表 3-2-4 に示すとおりであり、広島市全域に対する佐伯区の割合は、製造品出荷額等に比べると、事業所数、従業者数がやや高くなっています。

表 3-2-4 事業所数等

区 分	単 位	佐伯区	広島市全域	(参考) 湯来出張所管内
事業所数	事業所	115 (7.8%)	1,471	28
従業者数	人	3,136 (5.8%)	54,265	761
製造品出荷額等	万円	5,002,785 (2.0%)	253,409,532	1,455,594

注 1) ( )内は広島市全域に占める比率を示している。

注 2) 平成 20 年（2008 年）12 月 31 日現在。

[資料：平成 20 年工業統計調査 結果報告、広島市ホームページ]

#### (4) 商業

佐伯区及び広島市全域の平成19年(2007年)6月1日現在における事業所数等は、表3-2-5に示すとおりであり、広島市全域に対する佐伯区の割合は、事業所数、従業者数、年間商品販売額ともに、卸売業よりも小売業の方が高くなっています。

表3-2-5 事業所数等

区 分		単 位	佐伯区	広島市全域	(参考) 湯来出張所管内
卸売業	事業所数	事業所	187 (3.9%)	4,746	6
	従業者数	人	1,535 (3.0%)	50,815	18
	年間商品販売額	万円	11,661,709 (1.8%)	634,351,170	30,187
小売業	事業所数	事業所	877 (9.6%)	9,126	60
	従業者数	人	6,652 (9.5%)	70,170	247
	年間商品販売額	万円	10,571,899 (7.8%)	135,316,853	267,502

注1) ( ) 内は広島市全域に占める比率を示している。

注2) 平成19年(2007年)6月1日現在。

[資料：平成19年商業統計調査 結果報告，広島市ホームページ]

### 3-2-3 土地利用

#### (1) 地目別土地面積

佐伯区及び広島市全域の平成 21 年（2009 年）1 月 1 日現在における地目別土地面積は、表 3-2-6 に示すとおりであり、佐伯区、広島市全域ともに山林が最も広く、次いで宅地となっています。

表 3-2-6 地目別土地面積

地目	佐伯区	広島市全域
宅地	1084 万 8 千㎡	8240 万 8 千㎡
田	545 万 1 千㎡	3022 万 1 千㎡
畑	247 万 9 千㎡	1423 万 6 千㎡
山林	8471 万 1 千㎡	2 億 7494 万 6 千㎡
原野	125 万 3 千㎡	436 万 3 千㎡
池沼	1 万㎡	4 万 1 千㎡
塩田、牧場、鉱泉地	0 千㎡	0 千㎡
雑種地	313 万 3 千㎡	1584 万㎡
軌道用地	9 万 2 千㎡	222 万 4 千㎡
総数	1 億 797 万 7 千㎡	4 億 2427 万 9 千㎡

注) 平成 21 年（2009 年）1 月 1 日現在。

〔資料：広島市統計書（平成 21 年版）、広島市ホームページ〕

#### (2) 土地利用計画

佐伯区及び広島市全域の平成 21 年（2009 年）3 月 31 日現在における都市計画区域及び用途地域の指定状況は、表 3-2-7 に示すとおりです。用途地域については、佐伯区では第 1 種低層住居専用地域が、広島市全域では第 1 種住居地域が最も広がっています。

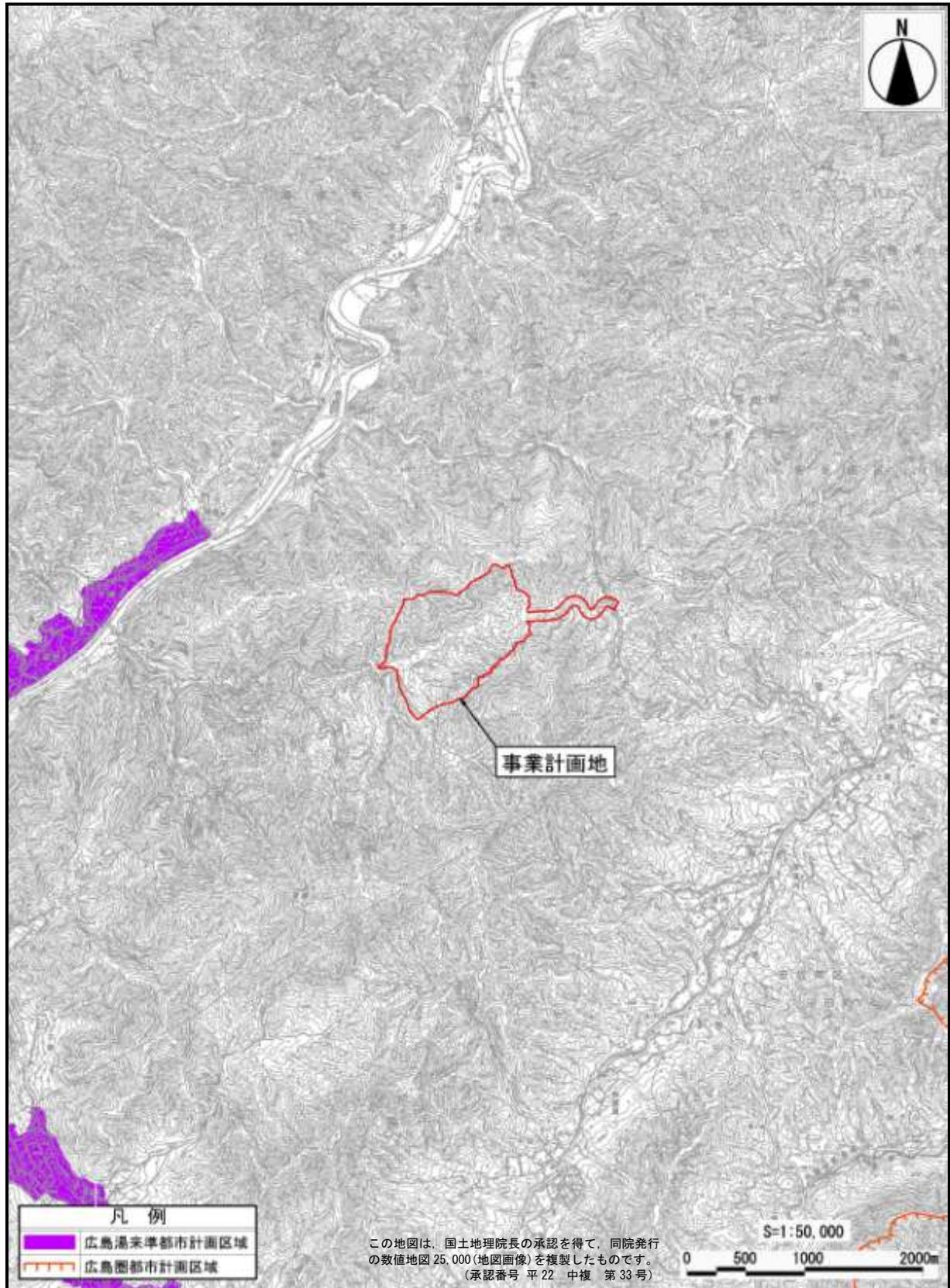
なお、事業計画地周辺は、図 3-2-1 に示すとおり、都市計画区域及び準都市計画区域に指定されていません。

表 3-2-7 都市計画区域及び用途地域の状況

地目		佐伯区 (ha)	広島市全域 (ha)
都市 計画 区域	市街化区域	1,852	15,952
	市街化調整区域	4,271	23,977
	総面積	9,192	42,998
用途 地域	第 1 種低層住居専用地域	586	3,516
	第 2 種低層住居専用地域	7	27
	第 1 種中高層住居専用地域	112	795
	第 2 種中高層住居専用地域	331	1,376
	第 1 種住居地域	415	4,647
	第 2 種住居地域	44	1,071
	準住居地域	11	68
	近隣商業地域	114	1,223
	商業地域	29	700
	準工業地域	164	1,480
	工業地域	41	749
	工業専用地域	—	300
総面積		1,852	15,952

注) 平成 21 年（2009 年）3 月 31 日現在。

〔資料：広島市統計書（平成 21 年版）、広島市ホームページ〕



[資料：平成 23 年 5 月，広島市都市整備局]

図 3-2-1 都市計画区域及び準都市計画区域

### 3-2-4 水域に関する概況

#### (1) 水面利用の状況

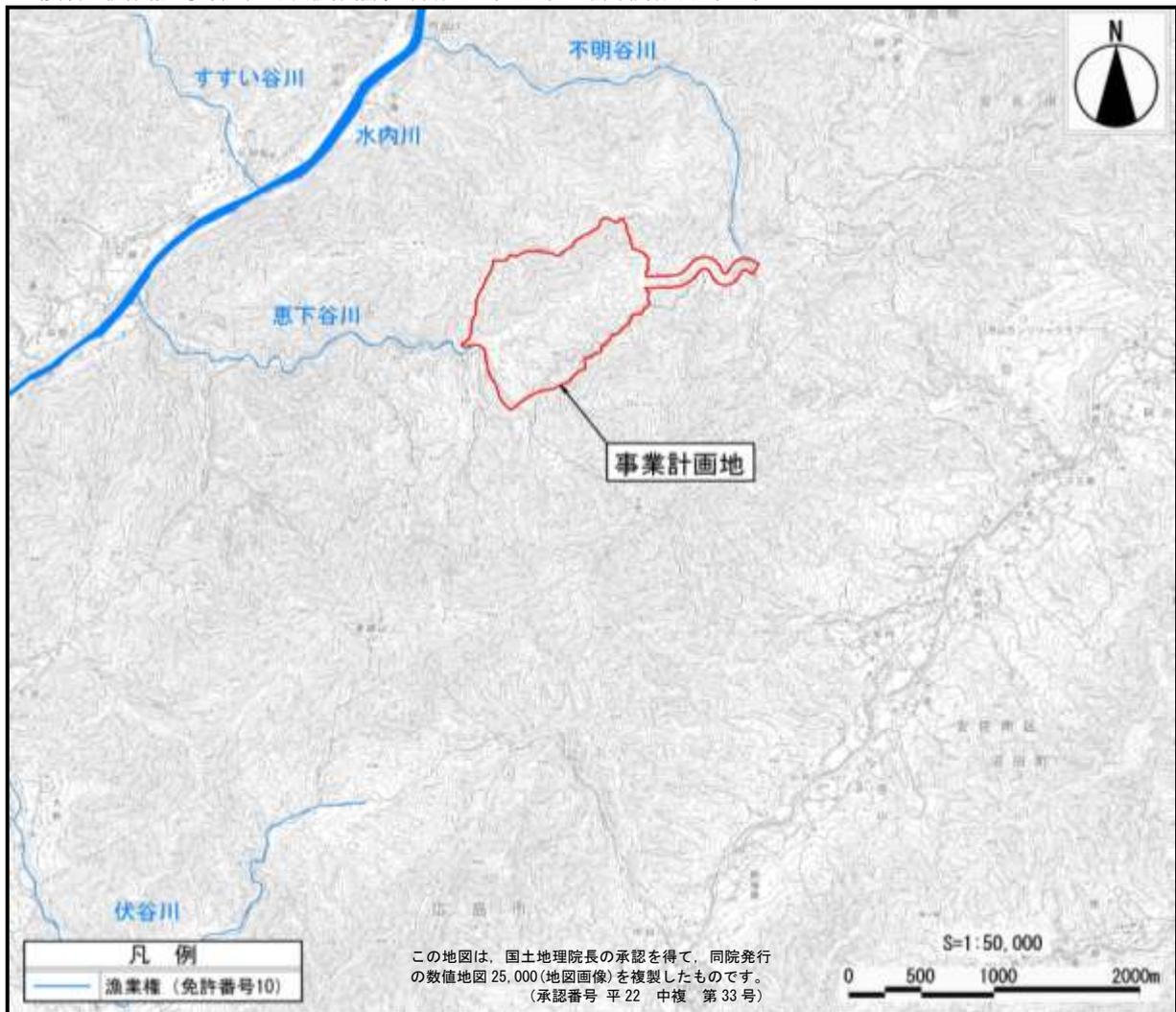
事業計画地周辺には、一級河川太田川の支流の水内川<sup>みのちがわ</sup>、恵下谷川<sup>えげたにがわ</sup>、不明谷川<sup>あけずたにがわ</sup>が流れています。

事業計画地周辺の漁業権設定状況は、表 3-2-8 及び図 3-2-2 に示すとおりであり、第 5 種共同漁業権（内水共第 9 号，第 10 号）が設定されています。

表 3-2-8 漁業権設定状況

免許番号	漁場の位置	漁業の種類・名称		漁業権者	漁業権の免許年月日	水系
		種類	名称			
9	水内川の区域	第 5 種 共同漁業	あゆ漁業 こい漁業	水内川 漁業 協同組合	H16. 1. 1	太田川
10	水内川，不明谷川，恵下谷川，伏谷川，黒谷川，弥平谷川，小多田川，大谷川，栗屋郷川，郷の実川，打尾谷川，石ヶ谷川，すすい谷川の区域		ます漁業 うなぎ漁業			

〔資料：漁業権一覧簿（内水面漁業権），（平成 16 年 1 月）広島県農林水産総室〕



〔資料：内水面共同漁業権連絡図，平成 16 年 1 月，広島県農林水産総室〕

図 3-2-2 内水面共同漁業権設定状況図

### 3-2-5 交通に関する概況

事業計画地周辺の道路網は、図 3-2-3 に示すとおりです。

廃棄物運搬車両は、主要地方道広島湯来線を経て、取付道路を利用して廃棄物を搬入する計画となっています。

また、平成 17 年度（2005 年度）道路交通センサスによると、事業計画地周辺には図 3-2-3 に示すとおり、主要地方道広島湯来線、一般国道 433 号、主要地方道久地伏谷線に調査地点があり、それらの交通量調査結果は表 3-2-9 に示すとおりです。

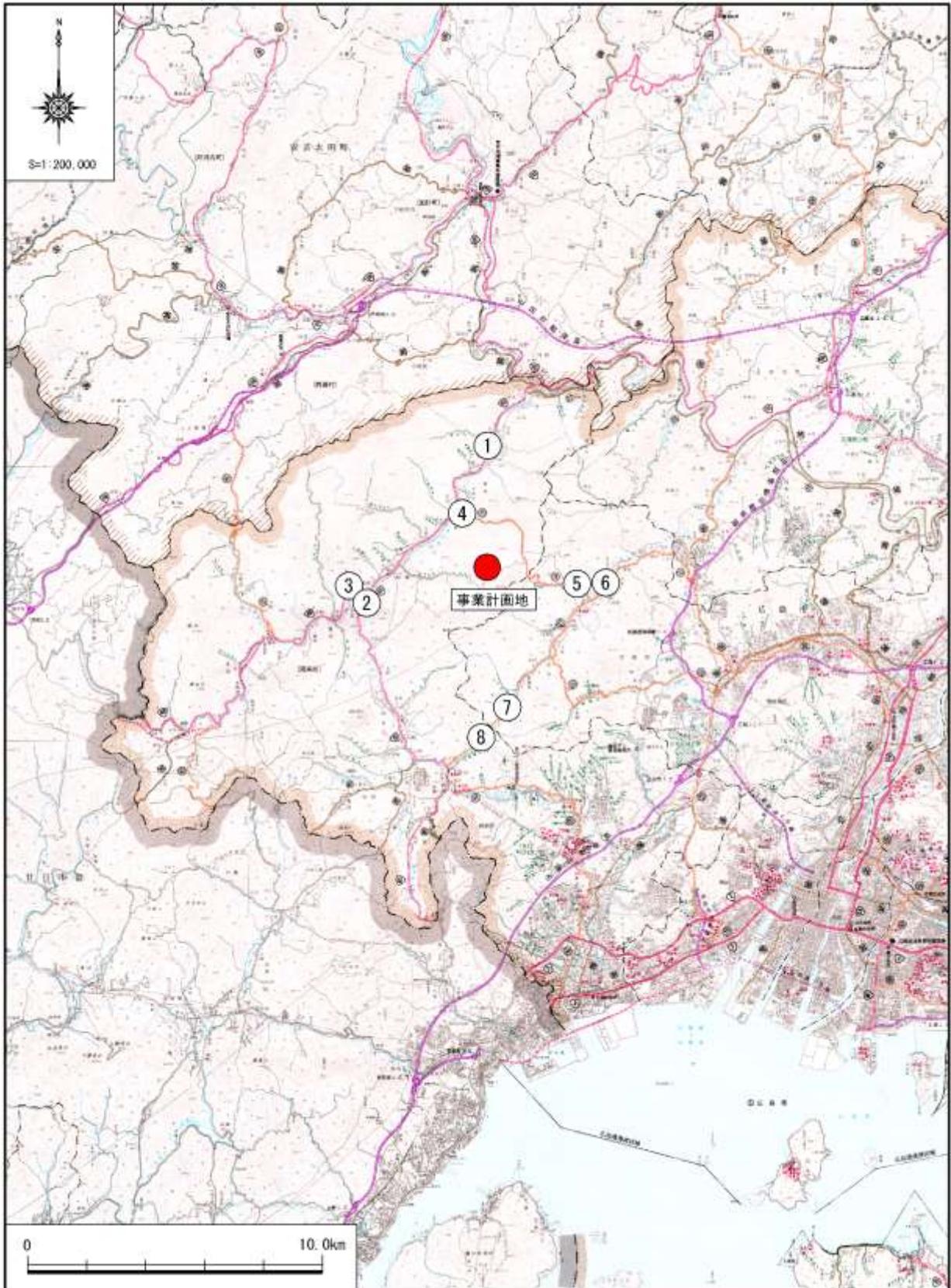
表 3-2-9 計画地周辺の交通量（平成 17 年度道路交通センサス）

調査地点	路線名	観測地点名	12 時間交通量			24 時間自動車類交通量（台）						
			歩行者類 (人)	自転車類 (台)	付き二輪車類 動力 (台)	乗用車類			貨物車類			合計
						乗用車	バス	小計	小型貨物車	普通貨物車	小計	
①	一般国道 433 号	広島市佐伯区 湯来町大字麦谷	40	9	48	1320	26	1346	568	267	835	2181
			-	-	-	1775	19	1794	206	46	252	2046
②	一般国道 433 号	広島市佐伯区 湯来町大字和田	74	33	69	3185	68	3253	1146	587	1733	4986
			-	-	-	3447	43	3490	539	88	627	4117
③	一般国道 488 号	広島市佐伯区 湯来町大字和田	6	10	54	1740	58	1798	709	216	925	2723
						2475	53	2528	401	49	450	2978
④	主要地方道 広島湯来線	広島市佐伯区 湯来町大字麦谷	28	9	17	116	0	116	28	15	43	159
			42	4	16	180	1	181	19	2	21	202
⑤	主要地方道 広島湯来線	広島市安佐南区 沼田町阿戸	28	9	17	116	0	116	28	15	43	159
			42	4	16	180	1	181	19	2	21	202
⑥	主要地方道 久地伏谷線	広島市安佐南区 沼田町阿戸	8	14	50	2267	63	2330	958	250	1208	3538
			8	11	93	2152	50	2202	503	48	551	2753
⑦	主要地方道 久地伏谷線	広島市安佐南区 沼田町吉山	1	4	39	1418	4	1422	640	199	839	2261
			-	-	-	962	0	962	134	17	151	1113
⑧	主要地方道 久地伏谷線	広島市佐伯区 湯来町大字葛原	1	4	39	1418	4	1422	640	199	839	2261
			-	-	-	962	0	962	134	17	151	1113

注 1) 上段：平日交通量 下段：休日交通量。

注 2) ⑧は平成 17 年度の調査データ、④は平成 11 年度の調査データとなっており、⑦は⑧のデータ、⑤は④のデータが準用されたものです。

〔資料：平成 17 年度道路交通センサス 一般交通量調査箇所別基本表（中国版）、中国地方整備局〕



[資料：平成 17 年度道路交通センサス 一般交通量調査箇所別基本表（中国版），中国地方整備局]

図 3-2-3 主要交通網図

### 3-2-6 環境の保全等に特に配慮が必要な施設

#### (1) 教育文化施設等

佐伯区及び広島市全域の平成 21 年（2009 年）5 月 1 日現在における保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校数は、表 3-2-10 に示すとおりです。

事業計画地周辺（図 3-2-4 の範囲内）には、保育所、小学校、中学校が存在しますが、最も近接する施設においても直線距離で約 3km 離れています。

表 3-2-10 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校数

区分	保育所	幼稚園	小学校	中学校	高等学校
佐伯区	21	8	19	10	4
広島市全域	161	119	145	77	45

注 1) 平成 21 年（2009 年）5 月 1 日現在。

[資料：広島市統計書（平成 21 年版）、広島市ホームページ]

#### (2) 保健医療施設

佐伯区及び広島市全域の平成 20 年（2008 年）10 月 1 日現在における病院数等は、表 3-2-11 に示すとおりです。

事業計画地周辺には一般診療所が 1 箇所、介護老人保健施設が 1 箇所存在しますが、最も近接する施設においても直線距離で約 3km 離れています。

表 3-2-11 病院数等

区分	病院	一般診療所	歯科診療所
佐伯区	10	98	59
広島市全域	90	1,189	678

注) 平成 20 年（2008 年）10 月 1 日現在。

[資料：広島市統計書（平成 21 年版）、広島市ホームページ]

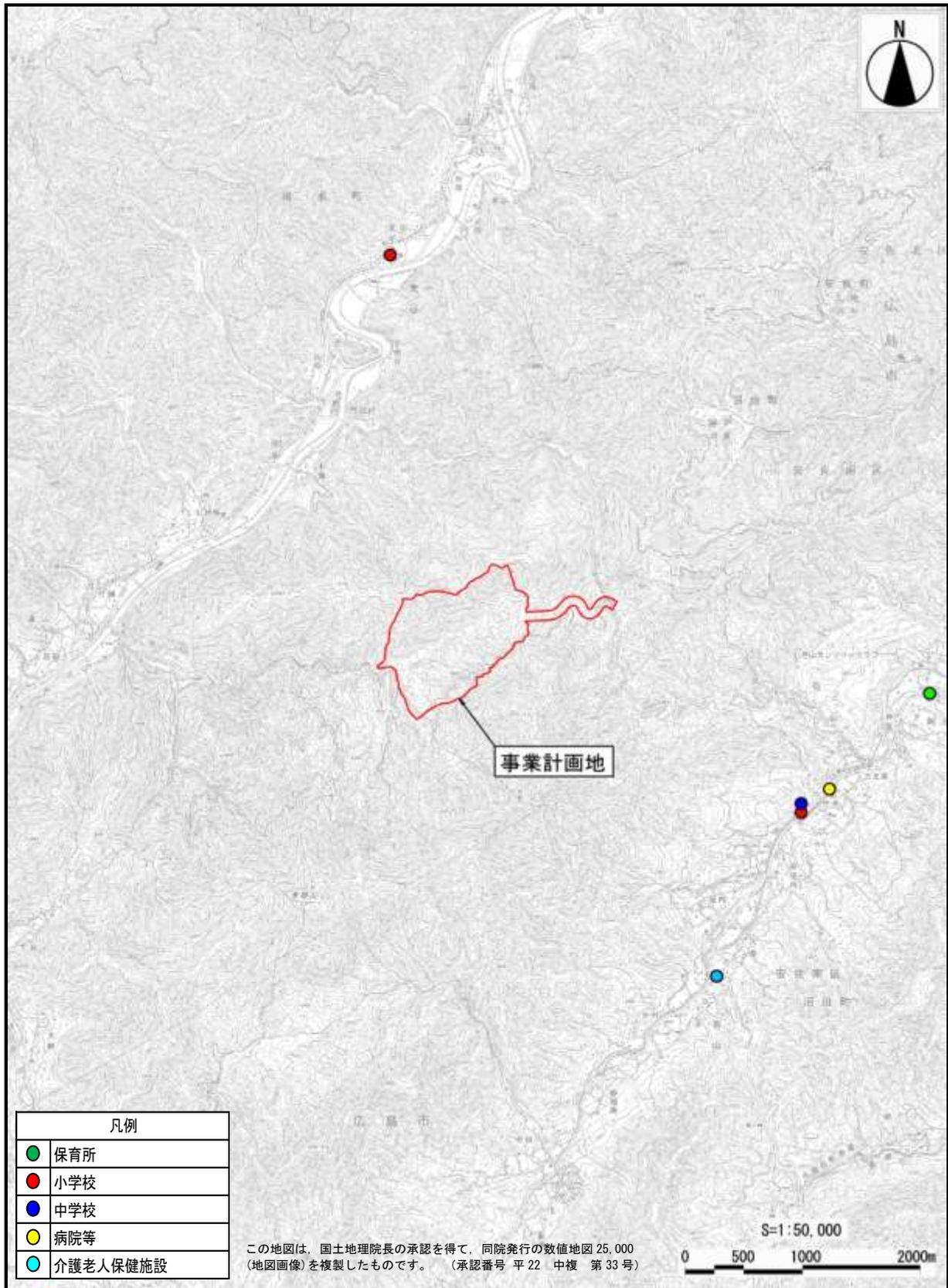


図 3-2-4 教育文化施設, 保健医療施設等の位置図

### 3-2-7 生活環境施設

#### (1) 上水道及び簡易水道

広島市全域の平成 21 年（2009 年）3 月 31 日における上水道普及率は，給水区域内人口に対して約 97.7%です（広島市の統計プロフィール，平成 22 年 4 月 1 日）。

なお，事業計画地下流の水内川沿いには湯来地区簡易水道「湯来水道ステーション」及び下地区簡易水道「椿谷浄水場」があります。

事業計画地は給水区域外に位置します。

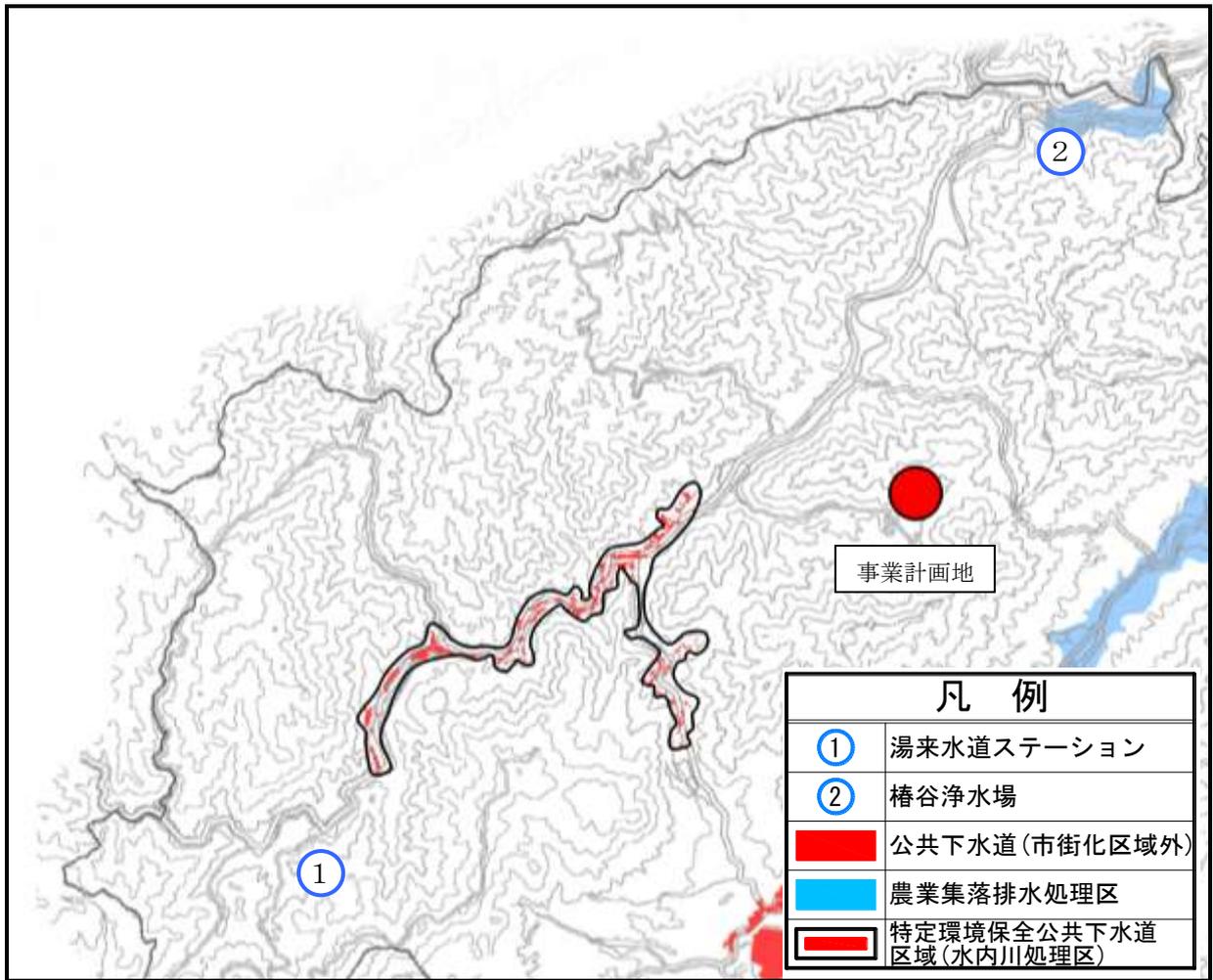
#### (2) 下水道

広島市全域の平成 21 年（2009 年）3 月 31 日における公共下水道普及率は，行政区域内人口に対して約 92.9%です（広島市の統計プロフィール，平成 22 年 4 月 1 日）。

なお，事業計画地下流の水内川沿いには，図 3-2-5 に示すとおり「特定環境保全公共下水道水内川処理区」，「農業集落排水下処理区」があります。また，麦谷全域，和田，下地域の一部では，下水道未処理区域が存在しています。

事業計画地は処理区域外に位置していますが，埋立地からの浸出水は，浸出水調整池で流量調整し，浸出水処理施設で下水道排除基準を満足するよう処理した後に，専用管により広島市公共下水道太田川処理区へ放流する計画です。

専用管は，改良される主要地方道広島湯来線に沿って敷設し，安佐北区安佐町久地に整備中の公共下水道に接続するルートを計画していますが，下水道整備の進捗状況等の要因があり，現時点で詳細は未定です。



[資料：広島市下水道局施設部管路課 生活排水処理施設整備計画図 平成20年12月現在]

図 3-2-5 下水道処理区等

### 3-2-8 環境保全に係る法令等

#### (1) 法令等に基づく指定及び規制

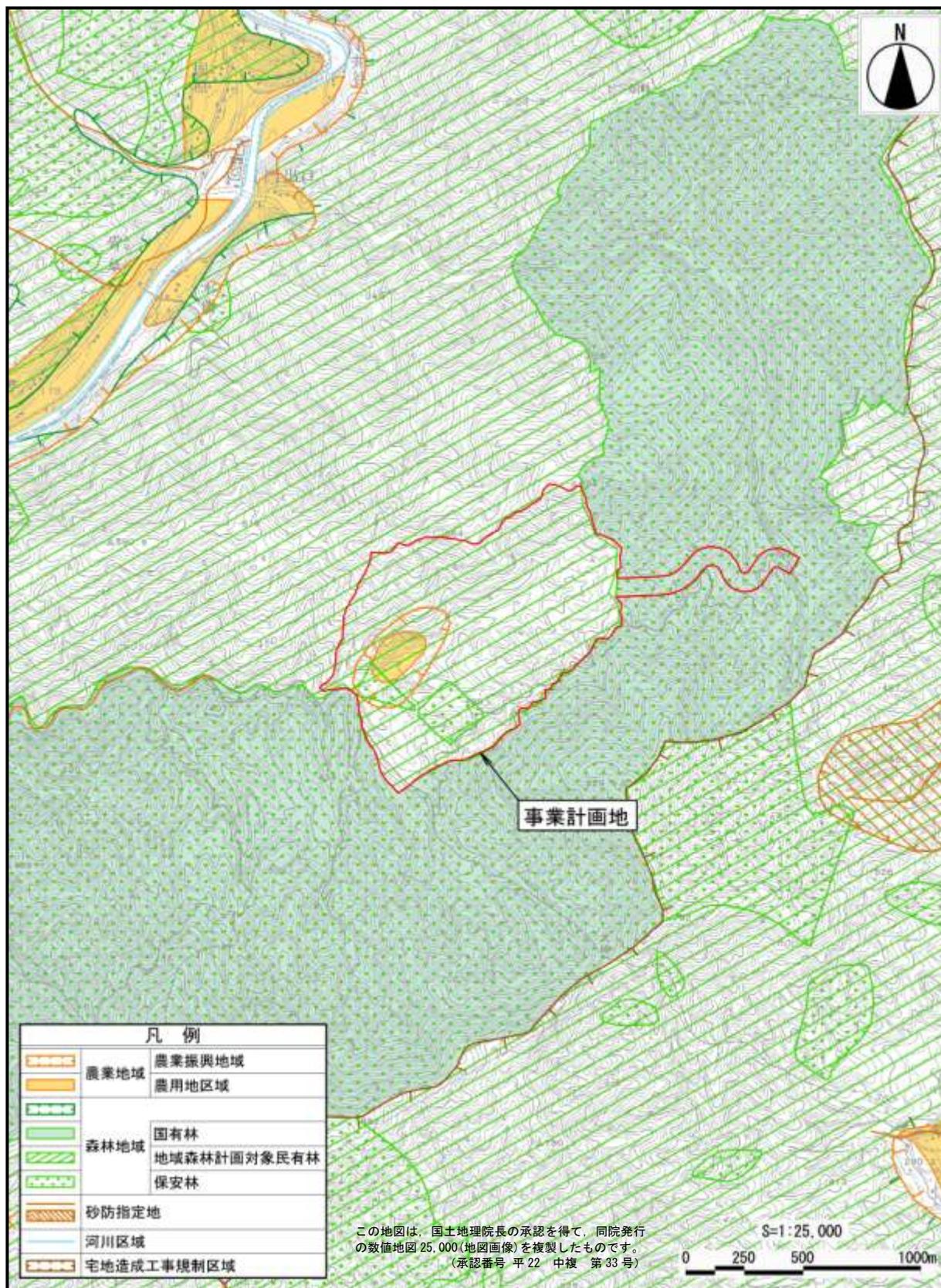
##### ア 自然環境の保全に係る地域等の指定及び規制の状況

事業計画地における自然環境関係法令に基づく地域・区域等の指定状況は、表 3-2-12 に示すとおりです。

また、事業計画地周辺における自然環境関係法令に基づく指定状況（鳥獣保護区等，農業地域，森林地域，宅地造成工事規制区域等）は、図 3-2-6 及び図 3-2-7 に示すとおりです。

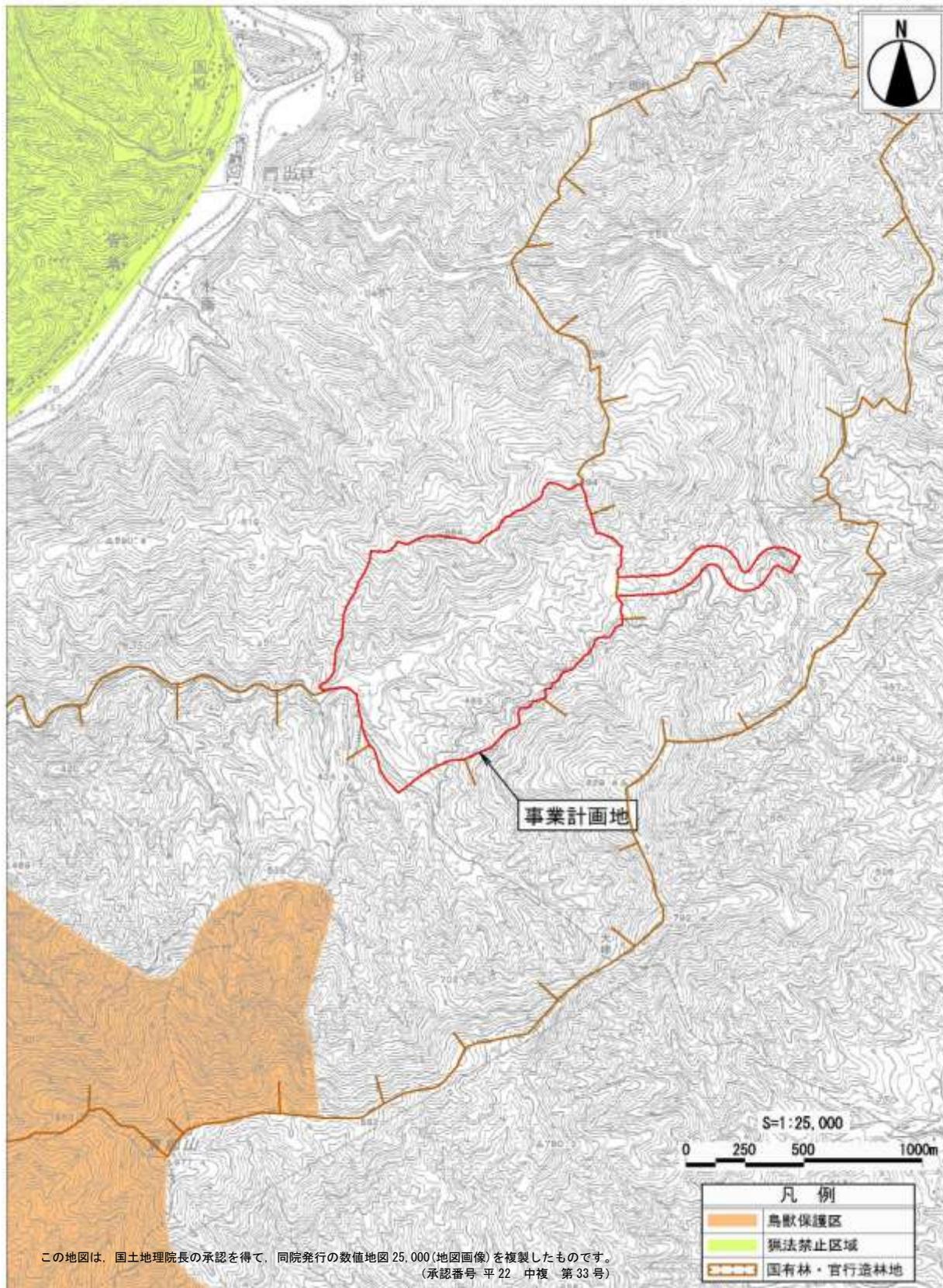
表 3-2-12 自然環境等に関する法令に基づく地域・区域等の指定状況

区分	法令	地域・区域等	事業計画地内の指定の有無 ○：指定あり ×：指定なし	参照図
自然環境保全	自然環境保全法	原生自然環境保全地域	×	—
		自然環境保全地域	×	—
	自然公園法	国立公園，国定公園等	×	—
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区等	×	図 3-2-7
	広島県自然環境保全条例	自然環境保全地域	×	—
		緑地環境保全地域	×	—
	ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例	景観指定地域	×	—
大規模行為届出対象地域		×	—	
土地利用	国土利用計画法	都市地域	×	—
		農業地域	○	図 3-2-6
		森林地域	○	図 3-2-6
		自然公園地域	×	—
		自然保全地域	×	—
	都市計画法	都市計画区域	×	—
		用途地域	×	—
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	○	図 3-2-6	
	農用地区域	○	図 3-2-6	
防災	森林法	国有林	○	図 3-2-6
		保安林	○	図 3-2-6
		地域森林計画対象民有林	○	図 3-2-6
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×	—
	砂防法	砂防指定地	×	—
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	—
	河川法	河川区域，河川保全区域	×	図 3-2-6
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域	×	図 3-2-6	
その他	文化財保護法	史跡・名勝・天然記念物	×	図 3-1-16
	広島県文化財保護条例	史跡・名勝・天然記念物	×	図 3-1-16



[資料：広島県土地利用総合規制図，平成 6 年 3 月，広島県保安林管理図，広島県広島農林事務所]

図 3-2-6 保安林等位置図



[資料：広島県鳥獣保護区等位置図，平成19年11月，広島県]

図 3-2-7 鳥獣保護区等位置図

イ 公害関係法令に基づく環境基準の設定状況及び規制の状況

(7) 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年 法律第91号) 第16条に基づき、二酸化硫黄等9物質について全国一律に表3-2-13のとおり基準が設定されています。

ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年 法律第105号)に基づき、表3-2-14のとおり基準が設定されています。

微小粒子状物質については、「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年環告33号)に基づき、表3-2-15のとおり基準が設定されています。

表3-2-13 大気汚染に係る環境基準

物質名	環境基準		備考
	環境上の条件	適用除外	
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所。	昭和48年5月8日 環境庁告示第25号
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	同 上	同 上
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	同 上	同 上
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	同 上	同 上
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	同 上	昭和53年7月11日 環境庁告示第38号
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	同 上	平成9年2月4日 環境庁告示第4号
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	同 上	同 上
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	同 上	同 上
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	同 上	同 上

注1) 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。

注2) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

表3-2-14 大気汚染に係る環境基準(ダイオキシン類)

項目	基準値	備考
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	平成11年12月27日 環境庁告示第68号

注) 基準値は年間平均値とする。

表3-2-15 大気汚染に係る環境基準(微小粒子状物質に係る環境基準)

項目	基準値	備考
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	平成21年9月9日 環境省告示第33号

(イ) 騒音

a 環境基準

騒音については、「環境基本法」第16条の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで、維持されることが望ましい基準（環境基準）が表3-2-16のとおり、地域の類型及び時間の区分ごとに定められています。

地域の類型は、広島県告示により生活環境を保全する必要があると認められた地域について指定されており、事業計画地周辺は、用途地域の定めのない地域であるため、B類型に指定されています。

表3-2-16 騒音に係る環境基準

一般地域の環境基準 (平成10年9月30日 環境庁告示第64号)

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デジベル以下	40 デジベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デジベル以下	50 デジベル以下

- 注1) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。  
 注2) AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。  
 注3) Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。  
 注4) Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。  
 注5) Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

道路に面する地域の環境基準 (平成10年9月30日 環境庁告示第64号)

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デジベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デジベル以下	60 デシベル以下

注) 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

「近接区域」とは、「幹線交通を担う道路に近接する区域」をいい、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路の敷地の境界線から15メートルまでの範囲、また、2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲をいう。

「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に規定する自動車専用道路をいう。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下）によることができる。	

地域の類型指定 (平成11年2月12日 広島県告示第149号)

該当類型	地域の区分
AA	該当地域なし
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域
B	第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域及び用途地域の定めのない地域（C類型に該当する地域を除く。）
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域並びに佐伯区湯来町のうち大字下（字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。）、大字伏谷（字今山（137番地の1から137番地の55まで・145番地・146番地及び149番地の地域に限る。）及び字岡野原（778番地の1から778番地の14までの地域に限る。）に限る。）の地域

b 規制基準

「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)第2条第2項及び第3項に規定する特定工場等及び特定建設作業により発生する騒音については、表3-2-17、表3-2-18に示す規制基準が区域の区分及び時間の区分ごとに定められています。

また、自動車騒音については、同法第17条第1項の規定に基づき、要請限度が表3-2-19のとおり定められています。

事業計画地及び主な廃棄物搬入ルートになる安佐南区阿戸・吉山地区は、特定工場の区域指定として第2種区域、自動車騒音の区域指定としてb区域に指定されています。

表3-2-17 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

(昭和48年3月17日 広島県告示第171号)

(昭和61年4月1日 広島市告示第96号)

区域の区分	時間の区分	許容限度(デシベル)		備 考
		県告示	市告示	
第1種区域	昼 間	50	50	第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域
	朝・夕	45	45	
	夜 間	45	45	
第2種区域	昼 間	55	55	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の定めのない地域(第3種区域に該当する区域を除く。)
	朝・夕	50	50	
	夜 間	45	45	
第3種区域	昼 間	65	60	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに佐伯区湯来町のうち大字下(字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。)、大字伏谷(字今山(137番地の1から137番地の55まで・145番地・146番地及び149番地の地域に限る。))及び字岡野原(778番地の1から778番地の14までの地域に限る。))の地域
	朝・夕	65	60	
	夜 間	55	50	
第4種区域	昼 間	70	70	工業地域及び工業専用地域
	朝・夕	70	70	
	夜 間	65	60	

注) 「昼 間」 午前8時から午後6時  
「朝」 午前6時から午前8時  
「夕」 午後6時から午後10時  
「夜 間」 午後10時から翌日の午前6時

表 3-2-18 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

(昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・建設省告示第 1 号)

特定建設 作業の区分	音の大きさ の許容限度	禁止される 作業時間	1 日の作業の 許容時間	連続作業の 許容期間	休日作業 の禁止	
くい打機 くい抜機 くい打くい抜機の使用作業	85dB(A)	第 1 号区域 午後 7 時から 翌日の午前 7 時 まで	第 1 号区域 10 時間	6 日以内	日曜日その他 の休日には行 わないこと	
びょう打機の使用作業			第 2 号区域 14 時間			
さく岩機の使用作業		第 2 号区域 午後 10 時から 翌日の午前 6 時 まで				
空気圧縮機の使用作業						
コンクリートプラント又はアスファルトプラント を設けて行う作業						
バックホウ トラクターショベル ブルドーザーの使用作業						

注) 特定建設作業に係る地域指定は、昭和 61 年 4 月 1 日、広島市告示第 96 号に基づき次のとおり指定されている。

区 域 の 区 分	指 定 状 況
第 1 号 区 域	第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域の全域と第 4 種区域のうち、学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲 80 メートルの区域
第 2 号 区 域	上記以外の地域

注 1) 第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域又は第 2 種低層住居専用地域

注 2) 第 2 種区域：第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域又は準住居地域及び用途地域の定めのない地域（第 3 種区域に該当する区域を除く）

注 3) 第 3 種区域：近隣商業地域、商業地域又は準工業地域の定めのある地域並びに佐伯区湯来町のうち大字下(字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。)、大字伏谷(字今山(137 番地の 1 から 137 番地の 55 まで・145 番地・146 番地及び 149 番地の地域に限る。))及び字岡野原(778 番地の 1 から 778 番地の 14 までの地域に限る。)に限る。)の地域

注 4) 第 4 種区域：工業地域又は工業専用地域

表 3-2-19 騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令

(平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号)  
(昭和 61 年 4 月 1 日 広島市告示第 96 号)

区分	当てはめ地域	車線等	時間の区分	
			昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～翌 6 時)
a 区域	第 1 種低層住居専用地域	1 車線	65 デシベル	55 デシベル
	第 2 種低層住居専用地域	2 車線以上	70 デシベル	65 デシベル
	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	近接区域	75 デシベル	70 デシベル
b 区域	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	1 車線	65 デシベル	55 デシベル
	用途地域の定めのない地域(c 区域に該当する区域を除く)	2 車線以上 近接区域	75 デシベル	70 デシベル
c 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 佐伯区湯来町のうち大字下(字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。), 大字伏谷(字今山(137 番地の 1 から 137 番地の 55 まで・145 番地・146 番地及び 149 番地の地域に限る。))及び字岡野原(778 番地の 1 から 778 番地の 14 までの地域に限る。))の地域	車線を有する道路 近接区域	75 デシベル	70 デシベル

注 1) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。

注 2) 「車線」とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注 3) 「近接区域」とは、「幹線交通を担う道路に近接する区域」をいい、2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路の敷地の境界線から 15 メートルまでの範囲、また、2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路の敷地の境界から 20 メートルまでの範囲をいう。

注 4) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。)並びに道路運送法第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 号に規定する自動車専用道路をいう。

(7) 振動

振動については、環境基準の定めは無いが、「振動規制法」(昭和51年法律第64号)第2条に規定する特定工場等及び特定建設作業により発生する振動については、表3-2-20、表3-2-21に示す規制基準が区域の区分及び時間の区分ごとに定められています。

また、道路交通振動については、同法第16条第1項の規定に基づき、要請限度が表3-2-22のとおり定められています。

事業計画地及び主な廃棄物搬入ルートになる安佐南区阿戸・吉山地区は、特定工場の区域指定として第1種区域、自動車振動の区域指定として第1種区域に指定されています。

表 3-2-20 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

(昭和61年4月1日 広島市告示第97号)

区域の区分	時間の区分	許容限度	備 考
第1種区域	昼間	60 デシベル	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の定めのない地域(第2種区域に該当する区域を除く。)
	夜間	55 デシベル	
第2種区域	昼間	65 デシベル	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに佐伯区湯来町のうち大字下(字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。)、大字伏谷(字今山(137番地の1から137番地の55まで・145番地・146番地及び149番地の地域に限る。))及び字岡野原(778番地の1から778番地の14までの地域に限る。)の地域
	夜間	60 デシベル	

注)「昼間」午前7時から午後7時まで「夜間」午後7時から翌日の午前7時まで

表 3-2-21 特定建設作業振動の規制に関する基準

(昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号)

特定建設作業の区分	振動レベル規制基準値	禁止される作業時間	1日の作業の許容時間	連続作業の許容時間	休日作業の禁止
くい打機 くい抜機 くい打くい抜機の使用作業	75dB	第1号区域 午後7時から翌日の午前7時まで	第1号区域 10時間	連続6日	日曜日その他の休日には行わないこと
鋼球の使用作業		第2号区域 午後10時から翌日の午前6時まで	第2号区域 14時間		
舗装版破砕機の使用作業 グレーカーの使用作業					

注) 特定建設作業に係る地域指定は、昭和 61 年 4 月 1 日、広島市告示第 96 号に基づき次のとおり指定されている。

区域の区分	指定状況
第1号区域	第1種区域、第2種区域及び第3種区域の全域と第4種区域のうち、学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲 80 メートルの区域
第2号区域	上記以外の地域

注 1) 第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域又は第 2 種低層住居専用地域

注 2) 第 2 種区域：第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域又は準住居地域及び用途地域の定めのない地域（第 3 種区域に該当する区域を除く）

注 3) 第 3 種区域：近隣商業地域、商業地域又は準工業地域の定めのある地域並びに佐伯区湯来町のうち大字下(字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。)、大字伏谷(字今山(137 番地の 1 から 137 番地の 55 まで・145 番地・146 番地及び 149 番地の地域に限る。))及び字岡野原(778 番地の 1 から 778 番地の 14 までの地域に限る。)に限る。)の地域

注 4) 第 4 種区域：工業地域又は工業専用地域

表 3-2-22(1) 道路交通振動の限度

(昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号)

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第 1 種区域	65dB	60dB
第 2 種区域	70dB	65dB

注) 振動レベルは、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80 パーセントレンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべて平均した数値とする。

表 3-2-22(2) 区域の区分の指定

(昭和 61 年 4 月 1 日 広島市告示第 97 号)

区域の区分	区域の範囲
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域又は準住居地域の定めのある地域及び用途地域の定めのない地域(第 2 種区域に該当する区域を除く)
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域並びに佐伯区湯来町のうち大字下(字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。)、大字伏谷(字今山(137 番地の 1 から 137 番地の 55 まで・145 番地・146 番地及び 149 番地の地域に限る。)及び字岡野原(778 番地の 1 から 778 番地の 14 までの地域に限る。))に限る。)の地域

表 3-2-22(3) 時間の区分の設定

(昭和 61 年 4 月 1 日 広島市告示第 97 号)

時間	7:00	19:00	7:00
区分		昼 間	夜 間

(エ) 悪臭に係る法令、条例等による指定、規制等に関する概況

悪臭に係る規制基準として、臭気指数による規制基準が表 3-2-23 のとおり設定されています。なお、事業計画地は、悪臭に係る規制基準の第 3 種区域に指定されています。

表 3-2-23 悪臭に係る規制基準  
(平成 23 年 5 月 16 日 広島市告示第 240 号)

区域の区分	規制基準
第 1 種区域	臭気指数 1 0
第 2 種区域	臭気指数 1 3
第 3 種区域	臭気指数 1 5

① 区域の区分の指定

区域の区分	該当地域
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域，第 2 種低層住居専用地域，第 1 種中高層住居専用地域，第 2 種中高層住居専用地域，第 1 種住居地域，第 2 種住居地域，準住居地域
第 2 種区域	近隣商業地域，商業地域，準工業地域，用途地域の定めのない地域であって第 3 種区域に該当する区域を除く区域
第 3 種区域	工業地域，工業専用地域，都市計画区域の定めのない地域（佐伯区湯来町及び佐伯区杉並台のうち別表に掲げる区域を除く）

(別表)

広島市佐伯区湯来町

大字	字及び地番
伏谷 (耕地部)	穴防，斑石，鍋石，井段原，落合，温井，台ヶ原，一ツ家，井出ヶ原，小黒谷，原垣内，堂ノ久保，下大野，中大野，上大野，榎原，茶屋ヶ原，大野地，奥ヶ原，北谷，大森，中郷，西郷，東郷，沖野原，西野地，西竹原，東竹原，上小伏原，下小伏原，鍛冶屋谷，鍛冶屋原，大下，岡野原，下大畑，中大畑，上大畑，西川角，東川角 全部の区域
伏谷 (山林部)	中山，堂間，長石原，倉谷，宮ヶ谷，大谷，追山，今山 全部の区域
白砂 (耕地部)	柏原，古塚，上木路，重川，川角谷，川角陰，川角掛，東重光，下重光，西重光，上重光，森原，八幡原，南八幡原，河内原，西八幡原下，西八幡原上，西鹿道下，西鹿道上，東鹿道下，東鹿道上，十文字，桐沖田，桐市場，桐原，桐曾利，桐半田，桐神田 全部の区域
白砂 (山林部)	平木山，麦ヶ平山，竹尾山，狐原山，御堂原山，赤羽根山，丸子山，東山，八鹿山，日際山，鷹ノ巣山，西当台山，東当台山，石堂山，桐中山，清水郷，向山，桐葉山，大別当山，柄丸子山 全部の区域
葛原 (耕地部)	大古谷，北大野原，南大野原，下郷，上郷，中郷，弥五郎，下土井，上土井，下木末，中木末，上木末，下西峠，下東峠，上西峠，上東峠 全部の区域
葛原 (山林部)	大古谷，大野原，北郷大別当，土井，南郷三杭，物見山，東明治，西明治，東峠 全部の区域
和田 (耕地部)	下和田，上和田，長登路，中須賀，下竹原，上竹原，下湯の山，上湯の山，向吉，温田，下菅沢，道原，岩淵，長谷山，伏谷口，山崎，修行田，上小原 全部の区域

和田 (山林部)	湯ノ山温田, 小原 全部の区域 修行田道原 54 番地の 2, 58 番地, 65 番地の 1, 65 番地の 2, 66 番地の 2, 66 番地の 3, 66 番地の 4, 66 番地の 5, 66 番地の 6, 66 番地の 7, 66 番地の 8, 66 番地の 9, 66 番地の 10, 66 番地の 11, 66 番地の 12, 66 番地の 13, 66 番地の 14, 66 番地の 15, 66 番地の 16, 66 番地の 17, 66 番地の 18, 69 番地, 73 番地の 2, 73 番地の 4, 73 番地の 5, 73 番地の 6, 74 番地の 1, 74 番地の 2, 74 番地の 3, 74 番地の 4, 75 番地の 2, 75 番地の 3, 75 番地の 4, 75 番地の 5, 75 番地の 6, 75 番地の 7, 75 番地の 11, 75 番地の 12, 75 番地の 13, 76 番地の 3, 77 番地の 1, 77 番地の 2, 81 番地の 1, 81 番地の 2, 81 番地の 3, 81 番地の 4, 81 番地の 5, 81 番地の 6, 82 番地の 1, 82 番地の 2, 82 番地の 3, 82 番地の 4, 82 番地の 5, 94 番地の 1, 94 番地の 2, 94 番地の 3, 94 番地の 4, 94 番地の 5, 94 番地の 6, 94 番地の 7, 94 番地の 8, 94 番地の 9, 94 番地の 10, 94 番地の 11, 94 番地の 12, 94 番地の 13, 94 番地の 14, 94 番地の 15, 94 番地の 16, 94 番地の 17, 94 番地の 18, 94 番地の 19, 94 番地の 20, 98 番地の 1, 98 番地の 2, 99 番地, 100 番地の 2, 102 番地の 2, 102 番地の 3, 102 番地の 4, 102 番地の 5, 102 番地の 6, 102 番地の 7, 102 番地の 8, 102 番地の 9, 102 番地の 10, 102 番地の 11, 102 番地の 12, 102 番地の 13, 106 番地の 1, 106 番地の 2, 106 番地の 3, 106 番地の 4, 106 番地の 6, 106 番地の 7, 106 番地の 8, 106 番地の 9, 106 番地の 10, 107 番地の 1, 107 番地の 2, 107 番地の 3, 111 番地の 1, 111 番地の 3, 111 番地の 4, 111 番地の 5, 111 番地の 6, 111 番地の 7, 111 番地の 8, 111 番地の 9, 111 番地の 10, 111 番地の 11, 111 番地の 12, 111 番地の 13, 111 番地の 14, 111 番地の 15, 111 番地の 16, 甲 112 番地の 1, 甲 112 番地の 2, 甲 112 番地の 3, 甲 112 番地の 4, 甲 112 番地の 5, 甲 112 番地の 6, 甲 112 番地の 7, 甲 112 番地の 8, 甲 112 番地の 9, 甲 112 番地の 10, 甲 112 番地の 11, 甲 112 番地の 12, 甲 112 番地の 13, 112 番地の 14, 112 番地の 15, 甲 112 番地の 16, 甲 112 番地の 17, 甲 112 番地の 18, 甲 112 番地の 19, 112 番地の 20, 甲 112 番地の 21, 甲 112 番地の 22, 甲 112 番地の 23, 甲 112 番地の 24, 甲 112 番地の 25, 甲 112 番地の 26, 甲 112 番地の 27, 甲 112 番地の 28, 甲 112 番地の 29, 112 番地の 30, 甲 112 番地の 31, 甲 112 番地の 32, 甲 112 番地の 33, 甲 112 番地の 34, 甲 112 番地の 35, 甲 112 番地の 36, 甲 112 番地の 37, 甲 112 番地の 38, 112 番地の 39, 112 番地の 40, 112 番地の 41, 乙 112 番地の 1, 乙 112 番地の 2, 乙 112 番地の 3, 乙 112 番地の 4, 乙 112 番地の 5, 乙 112 番地の 6, 乙 112 番地の 7, 乙 112 番地の 8, 乙 112 番地の 9, 乙 112 番地の 10, 乙 112 番地の 11, 乙 112 番地の 12, 乙 112 番地の 13, 甲 113 番地の 1, 甲 113 番地の 2, 甲 113 番地の 3, 113 番地の 4, 113 番地の 5, 乙 113 番地
菅沢 (耕地部)	石ヶ原, 中組, 林, 蒔垣内, 向志割, 志割, 栗柱 全部の区域
菅沢 (山林部)	石ヶ原, 岩倉 全部の区域
多田 (耕地部)	下田布, 上田布, 向井谷, 湯来 全部の区域
多田 (山林部)	永順 全部の区域

広島市佐伯区杉並台

全部の区域

備考

この表に掲げる地域は、平成 23 年 4 月 8 日における町、字又は地番の区域によって表示されたものとする。

(オ) 水環境（水質汚濁）

a 環境基準（公共用水域）

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」第16条に基づき、人の健康の保護に関するカドミウム等26物質について、全公共用水域を対象に表3-2-24のとおり基準が設定されています。

なお、健康保護に係る水質環境基準項目の改正（平成21年11月30日）に伴い、1,1-ジクロロエチレンの基準値が見直されました（0.02mg/Lから0.1mg/Lへと変更）。同時に1,4-ジオキサンが新たな基準項目として追加されました。

生活環境の保全に関する水素イオン濃度（pH）等5項目については、水域の類型別に表3-2-25のとおり基準が設定されています。

「ダイオキシン類対策特別措置法」第7条に基づき、表3-2-26のとおり基準が設定されています。また、水生生物の生息状況の適応性としての基準が、表3-2-27のとおり設定されています。

なお、事業計画地周辺の水内川は、環境基準A類型に指定されています。

表3-2-24 水質汚濁に係る環境基準（その1）

人の健康の保護に関する環境基準（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）

項 目	基準値(単位：mg/L)	項 目	基準値(単位：mg/L)
カドミウム	0.01 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03 以下
鉛	0.01 以下	テトラクロロエチレン	0.01 以下
六価クロム	0.05 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
砒素	0.01 以下	チウラム	0.006 以下
総水銀	0.0005 以下	シマジン	0.003 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01 以下
ジクロロメタン	0.02 以下	セレン	0.01 以下
四塩化炭素	0.002 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	ふっ素	0.8 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	ほう素	1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	1,4-ジオキサン	0.05 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下		

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと」とは、定量限界を下回ること。

注3) 海域については、「ふっ素」及び「ほう素」の基準値は適用しない。

注4) PCB：ポリ塩化ビフェニル。

表 3-2-25 水質汚濁に係る環境基準（その2）

生活環境の保全に関する環境基準（河川）（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊 物質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌 群数	
A A	水道1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50 MPN/100mL 以下	別に環境庁長官 又は都道府県知 事が水域類型ご とに指定する水 域
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1000 MPN/100mL 以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5000 MPN/100mL 以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びE欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認 められない こと。	2mg/L 以上	—	
備考) 1. 基準値は、日間平均値とする。 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。							

- 注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 注3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用  
 注4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの  
 注5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 3-2-26 水質汚濁に係る環境基準（その 3）

ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準

項目	基準値	備考
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下	平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号

注) 基準値は年間平均値とする。

表 3-2-27 水質汚濁に係る環境基準（その 4）

水生生物の保全に係る水質環境基準 (昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号)

項目 類型	水生生物の生育状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物 A	イワナ, サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち, 生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下
生物 B	コイ, フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち, 生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下

b 環境基準（地下水）

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」第16条に基づき、地下水の水質汚濁に係る環境基準については、カドミウム等26物質について全国一律に、表3-2-28のとおり基準が設定されています。

地下水の水質汚濁に係る環境基準の改正（平成21年11月30日）に伴い、1,1-ジクロロエチレンの基準値が見直されました（0.02mg/1から0.1mg/1へと変更）。同時に、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエチレン（シス-1,2-ジクロロエチレンの代替）が新たに基準項目として追加されました。

表 3-2-28 地下水の水質汚濁に係る環境基準

（平成9年3月13日 環境庁告示第10号）

項 目	基準値(単位：mg/L)	項 目	基準値(単位：mg/L)
カドミウム	0.01 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
鉛	0.01 以下	トリクロロエチレン	0.03 以下
六価クロム	0.05 以下	テトラクロロエチレン	0.01 以下
砒素	0.01 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
総水銀	0.0005 以下	チウラム	0.006 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 以下
ジクロロメタン	0.02 以下	ベンゼン	0.01 以下
四塩化炭素	0.002 以下	セレン	0.01 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	ふっ素	0.8 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	ほう素	1 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	1,4-ジオキサン	0.05 以下

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと」とは、定量限界を下回ること。

注3) PCB：ポリ塩化ビフェニル。

### c 規制基準

最終処分場周辺の地下水水質が、埋立地からの浸出水による影響を受けていないか判断するため、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に基づく、「一般廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準」により実施する地下水水質検査の項目及び基準値は、表 3-2-29 に示すとおりです。

また、広島市下水道条例で定める下水道への排除基準は、表 3-2-30 に示すとおりです。

表 3-2-29 地下水水質検査項目及び基準

(昭和 52 年 3 月 14 日 総理府・厚生省令第 1 号)

項 目	基 準 値
アルキル水銀	検出されないこと
総水銀	0.0005 mg/L 以下
カドミウム	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下

表 3-2-30 下水道への排除基準

項目		基準値	
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
	シアン化合物	1 mg/L 以下	
	有機燐化合物	1 mg/L 以下	
	鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
	六価クロム化合物	0.5 mg/L 以下	
	砒素及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L 以下	
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L 以下	
	トリクロロエチレン	0.3 mg/L 以下	
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	
	ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下	
	四塩化炭素	0.02 mg/L 以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下	
	1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/L 以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下	
	チウラム	0.06 mg/L 以下	
	シマジン	0.03 mg/L 以下	
	チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下	
	ベンゼン	0.1 mg/L 以下	
	セレン及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
	ほう素及びその化合物	230 mg/L 以下	
	ふっ素及びその化合物	15 mg/L 以下	
	ダイオキシン類	10pg/L 以下	
	生活環境項目等	クロム及びその化合物	2 mg/L 以下
フェノール類		5 mg/L 以下	
銅及びその化合物		3 mg/L 以下	
亜鉛及びその化合物		2 mg/L 以下	
鉄及びその化合物(溶解性)		10 mg/L 以下	
マンガン及びその化合物(溶解性)		10 mg/L 以下	
生物化学的酸素要求量(BOD)		600 mg/L 未満	
浮遊物質(S S)		600 mg/L 未満	
窒素含有量		240 mg/L 未満	
燐含有量		32 mg/L 未満	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量		鉱油類	5 mg/L 以下
		動植物油脂類	30 mg/L 以下
水素イオン濃度(pH)		5 を超え 9 未満	
温度		45℃未満	
沃素消費量	220 mg/L 未満		

(カ) 土壌環境(土壌汚染)

土壌の汚染に係る環境基準については、カドミウム等 27 物質について全国一律に、表 3-2-31 のとおり基準が設定されています。また、ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」第 7 条の規定に基づき、表 3-2-32 のとおり環境基準が設定されています。

表 3-2-31 土壌の汚染に係る環境基準（カドミウム等 27 物質）

(平成 3 年 8 月 23 日 環境庁告示第 46 号)

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること。
砒素	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.03 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。

注 1) 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

注 2) PCB: ポリ塩化ビフェニル

表 3-2-32 土壌の汚染に係る環境基準（ダイオキシン類）

項 目	基準値	備 考
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/L 以下	平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号

注) 基準値は年間平均値とする。